

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

大型の企業倒産事案に係る賃金の支払等の確保について

近年、企業の倒産事案が多くみられるところであるが、労働基準監督機関としては、このような事案が発生した場合には、従来から、迅速な情報の把握を行うとともに、賃金の支払等法定労働条件の確保のための指導を実施しているところである。

特に、大型の企業倒産事案については、支店等や関連企業が複数の都道府県労働局（以下「局」という。）管内に所在し、かつ、法定労働条件の履行確保上の問題が大きいことなどから、関係局間で連携を図りつつ、迅速かつ適切な対応が求められるところである。

このため、大型の企業倒産事案への対応に当たっては、下記の事項に留意の上、法定労働条件の履行確保等に万全を期されたい。

記

1 情報の収集等

- (1) 大型の企業倒産事案を把握した場合には、当該企業の本社の所在地を管轄する労働基準監督署（以下「本社管轄署」という。）においては、当該企業又は関連企業における賃金、退職金、休業手当若しくは解雇予告手当の支払又は社内預金の返還等の状況を把握し、法違反の未然の防止あるいは賃金不払等の早期解決を図るため、速やかに臨検監督等を実施し、別添1の「調査項目」を参考として、情報の収集を行うとともに、必要な措置を講ずること。

なお、当該情報収集等に当たっては、局及び関係公共職業安定所との連携に留意すること。

また、必要に応じ、別添2を参考として、関係者に対し、時機をとらえて協力要請を行うなど適切な措置を講ずること。

さらに、収集した情報等については、局を通じて、本省に対して報告を行うとともに、当該企業の支店等又は関連企業の所在地を管轄する局（以下「支店等管轄局」という。）に対しても管轄する支店等又は関連企業に係る賃金の支払状況等の情報を提供すること。

- (2) 支店等管轄局は、支店等又は関連企業から、賃金の支払状況等の情報の収集を行うこと。

2 関係者に対する具体的な対応等

(1) 会社更生法の場合

更生手続の申立がなされると、裁判所において保全管理人を選任し、経営陣の権限は失われ、その後、会社財産の管理及び処分は保全管理人が行うこととなることから、時機をとらえて保全管理人に接触し、賃金の支払等について要請等を行うこと。

また、保全管理人の調査等を基に裁判所が再建の見込みがあると判断した場合には、会社更生手続開始の決定が行われ、更生管財人が選任されることとなる。それ以後、更生管財人は会社財産の管理及び処分を行い、また、更生計画案を策定することとなることから、更生管財人に対し、必要に応じ、上記と同様の対応を行うこと。

(2) 破産法の場合

破産の申立がなされると、裁判所から会社財産に対し保全命令が出され、その後、破産宣告が行われて破産管財人が選任される。この場合、会社財産の管理及び処分は破産管財人の権限となることから、破産管財人に対し、上記(1)と同様の対応を行うこと。

(3) 民事再生法の場合

民事再生法の場合は、経営陣がそのまま事業経営を行うことができるが、場合によっては、保全管理人又は管財人等が選任されることもあるので、その場合には、保全管理人又は管財人等に対し、上記(1)と同様の対応を行うこと。

3 その他

本社管轄署において、当該企業の全国の支店等に係る賃金の支払等に関する指導を一括して行うことが適当であると判断される場合には、局を通じて、本省と協議すること。

別添1

本社事業場名		連絡先	
所在地			
代表者職氏名		労務担当者職氏名	
事業概要			
設立年月日	年 月 日	資本金	億円
労働者数	人(正社員 人、その他 人)		
労働組合の有無及び名称	有→組合員数 名、上部団体 無・有→団体名 無		
本社以外の事業場の名称及び労働者数		所在地	
負債総額並びに主たる債権者の名称及びその額	億円(概要)		
資産総額及びその内訳	億円(概要)		
法律上の倒産手続	会社更生法・破産法・民事再生法 平成 年 月 日 申請・決定		
管財人等の選任	有→ 職氏名 無		
	所在地		
債権者集会等	平成 年 月 日開催予定		
定期賞金	①締切日 毎月 日 ②支払日 毎月 日 ③1月間の支払総額 円		
	④未払(見込み)労働者数 人 ⑤未払期間 月		
	⑥未払(見込み)額の総計 円		
退職金	①制度の有・無 ②退職金規程の有・無 ③労働協約の有・無 ④支払期日 日後		
	⑤対象(見込み)労働者数 人 ⑥未払(見込み)労働者数 人		
	⑦未払(見込み)額の総計 円		
休業手当	①該当者の有・無 ②支払(見込み)対象期間 日		
	③未払(見込み)労働者数 人 ④未払(見込み)額の総計 円		
解雇	①解雇(予告)日 平成 年 月 日 ②対象(見込み)労働者数 人		
	③解雇予告手当の不払の有・無 ④不払(見込み)労働者数 人		
	⑤不払(見込み)額の総計 円		
社内預金	①制度の有・無 ②協定届出の有・無 ③預金労働者数 人		
	④預金残高 円 ⑤保全方法		
	⑥返還請求の有・無 ⑦返還の可能性		
未払賞金立替払制度の請求の予定	有・無		
採用内定者	有(人数、採用内定取消予定と手続の概要:) 無		
人員整理・労働条件の引下げ等の予定			
その他参考事項			

別添2

〇〇基発 号
平成 年 月 日

〇〇〇株式会社
保全管理人 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働局長（〇〇労働基準監督署長）

労働者の賃金、退職金等の支払確保等について

貴殿が会社更生法に基づき〇〇〇株式会社の保全管理人として、御尽力されていることに敬意を表する次第であります。

さて、労働者にとっては、賃金、退職金は本人とその家族の生活の糧を得る唯一の手段であり、また、社内預金についても、賃金を原資とするもので、賃金と同様に貴重な債権であることから、これら債権の保全を確実にを行い、労働者の生活上の不安を解消することが、社会的にも強く要請されるところであります。

つきましては、特に下記事項について貴殿の格別の御配慮を得たく要請いたします。

記

- 1 労働者の賃金、退職金、社内預金その他の債権について遅払、不払等が生じないよう to すること。
- 2 関連企業についても、労働者の賃金、退職金の支払、社内預金の返還等に支障のないように配慮すること。